

# 近世公家社会の「家」に関する一試論

—— 養子縁組をめぐって ——

木 村 修 二

はじめに

近世、とりわけ江戸時代と通常言われる時代における「朝廷」<sup>①</sup>については、これまでかなりの研究蓄積がなされて、その絶対量もさることながら研究の方向性の面でもかなり多様化し、細分化されてきた。また内容的にもこれまでは、天皇や「朝廷」が幕藩制国家において果たしていた政治的役割の解明といった、いわば公的な側面を中心に論じることが多かったのに対し、最近では武家（大名家）と特定の公家との婚姻関係を取り上げるといったような「朝廷」をめぐる世界の私的な部分にまで研究の対象が広がってきている。小稿の立場も基本的には「朝廷」の私的側面の解明という路線に立っているといえるが、もう一つの根幹的課題として、近世Ⅱ身分制社会における「朝廷」世界の身分的特質の検討も残されて

いると思われるので、その点も念頭に置く必要がある。

具体的には、「朝廷を構成していた公家衆とよばれる身分集団のうち、上下関係的に見て、「地上」とよばれる身分的に類別されるところの「堂上」とよばれる階層の身分的な特質を探ることを一応の目標とし、ここでは特に「家格」制度上、最も上位に据えられる「摂家」という階層を中心の検討対象とし、江戸時代において現実に行なわれた養子縁組を取り上げることによって、上述の課題に迫りたいと考えている。

また、方法的には、これまで研究論文や報告の冒頭などで、そこに登場する主要な人物および団体の周辺の人的つながりの視覚的説明方法の最良手段としてぐらいいにしが使用されることのなかった系図という「表」を、むしろ積極的に活用、改造することにより、これまで見えてこなかった事実（らしきもの）が発見できるのではないかという発想が前提となつて

いる。「広辞苑」では、「先祖から代々の系統を書きしるした表。系譜。家譜。」と系図について説明しているが、この内の「家譜」という説明に象徴されるように、系図が一定の意味を持ちえた局面というのは、「家」の永続性というものがかなりの部分、その社会全体の動静にとつての根源的な役割を果たしていた時期もしくは時代においてであると考えられる。これを社会的に見れば、上層に位置する家系ほど、祖先から一貫して高級性を保持していたことを視覚的に強調するために系図を重要視し、また身分移動によってより上位へと成り上がった家系においても、その身分移動の正当性の根拠とする目的で、過去の特定の貴種からの連続性を捏造するために恣意的に改竄するなどして系図というものを活用してきたのである。しかしそれゆえに、ただでさえ人為的で、歴史叙述の素材としてはかなり信頼性に問題がある系図というものを、更に「改造」するのであるから、正確を期すことはもとより、その使用に当たっては極めて慎重な態度が必要であり、その意味からも小稿はまさに「試論」なのであるが、ここで扱う公家、とりわけ「摂家」については、天皇家とならんで、少なくとも古代の奈良時代ぐらいからの家系連続の歴史的な信頼性が比較的高いものと思われるので、危険を承知で「系図」というものを題材にしようと考えた次第である。その点をまず断つておいてから本論に入つてゆきたい。

## 一 摂家の家督継承の状況

江戸時代における摂家の養子関係を見てゆくにあたって、まず五摂家それぞれの家督継承の状況を概観しておく。ついで、ここに掲げる摂家の家督者は一応の基準として、それまで執柄(特に関白職)の座が一時的に豊臣氏の手にあったものが、再び摂家の手に戻つてきた一六〇〇〔慶長五〕年から、いわゆる「王政復古」クーデターによつて、摂政や関白という名称が、武家伝奏や議奏、更には將軍職などと共に事実上廃絶される一八六七〔慶応三〕年までの間に生をうけていた人を対象としている。

まず最初に近衛家から見てゆきたい(表1)。一六〇〇〔慶長五〕年段階における近衛家には、既に出家している前当主の前久とその子息で現当主の信尹の二人が居り、前久は一六一二〔慶長一七〕年まで、また信尹は一六一四〔慶長一九〕年までそれぞれ生存している。ところが信尹には後を嗣ぐべき男子がなく、一六〇五〔慶長一〇〕年に後陽成天皇の実の子である信尋を迎えて養子とした。しかし、その後は比較的順調に家督の継承がなされたようである。一八六三〔文久三〕年に篤磨が誕生するまで近衛家では、一貫して実子による家督継承がなされている。

表1 近衛家家督者一覧

代	家督者名	生 年	没 年	没年齢	実 父	前家督者との関係
1	近衛前久	天文5年(1536)	慶長17年(1612)	77歳	近衛植家	実 子
2	信尹	永禄8年(1565)	慶長19年(1614)	50歳	近衛前久	実 子
3	信尋	慶長4年(1599)	慶安2年(1649)	51歳	後陽成天皇	養 子
4	尚嗣	元和8年(1622)	承応2年(1653)	32歳	近衛信尋	実 子
5	基熙	正保5年(1648)	享保7年(1722)	75歳	近衛尚嗣	実 子
6	家熙	寛文7年(1667)	元文元年(1736)	70歳	近衛基熙	実 子
7	家久	貞享4年(1687)	元文2年(1737)	51歳	近衛家熙	実 子
8	内前	享保13年(1728)	天明5年(1785)	58歳	近衛家久	実 子
9	経熙	宝暦11年(1761)	寛政11年(1799)	39歳	近衛内前	実 子
10	基前	天明3年(1583)	文政3年(1820)	38歳	近衛経熙	実 子
11	忠熙	文化5年(1808)	明治31年(1898)	91歳	近衛基前	実 子
12	忠房	天保9年(1838)	明治6年(1873)	36歳	近衛忠熙	実 子
13	篤麿	文久3年(1863)	明治37年(1904)	42歳	近衛忠房	実 子

(『諸家知譜拙記』,「公家系図」〔『日本史総覧』所収〕より作成,以下同じ)

表2 九条家家督者一覧

代	家督者名	生 年	没 年	没年齢	実 父	前家督者との関係
1	九条兼孝	天文22年(1553)	寛永13年(1636)	84歳	二条晴良	養 子
2	幸家	天正14年(1586)	寛文5年(1665)	80歳	九条兼孝	実 子
3	道房	慶長14年(1609)	正保4年(1647)	39歳	九条幸家	実 子
4	兼晴	寛永18年(1641)	延宝5年(1677)	37歳	鷹司教平	養 子
5	輔実	寛文9年(1669)	享保14年(1729)	61歳	九条兼晴	実 子
6	師孝	元禄元年(1688)	正徳2年(1713)	26歳	九条輔実	実 子
7	幸教	元禄13年(1700)	享保13年(1728)	29歳	九条輔実	養子(弟)
8	植基	享保10年(1725)	寛保3年(1743)	19歳	九条幸教	実 子
9	尚実	享保2年(1717)	天明7年(1787)	71歳	九条輔実	養 子
10	道前	延享3年(1746)	明和7年(1770)	25歳	九条尚実	実 子
11	輔家	明和6年(1769)	天明5年(1785)	17歳	九条道前	実 子
12	輔嗣	天明4年(1784)	文化4年(1807)	24歳	二条治孝	養 子
13	尚忠	寛政10年(1798)	明治4年(1871)	74歳	二条治孝	養子(弟)
14	幸経	文政6年(1823)	安政6年(1859)	37歳	鷹司政通	養 子
15	道孝	天保11年(1840)	明治39年(1906)	66歳	九条尚忠	養 子

続いて九条家の場合であるが(表2)、一六〇〇年当時、九条家には当主兼孝とその子幸家が居た。兼孝は一六三六〔寛永一三〕年に八四歳で、また幸家も一六六五〔寛文五〕年に八〇歳でそれぞれ長命を得て死去するが、幸家の後を嗣いだ道房は一六四七〔正保四〕年に父に先立って三九歳の若さで病死してしまった。道房には男子がいなかったので、ここで幸家は鷹司家より兼晴を迎えて道房の養子分とし九条家を嗣がせた。それから九条家は輔実・師孝と実子相承が続くが、ここで再び嗣子を見ず、師孝の弟の幸教が後を嗣いだ。幸教の後には息植基が嗣ぐが、その植基は嗣子がないまま若くして亡くなり、ここで師孝・幸教の弟にあたる尚実が後を嗣いでいる。その後、道前・輔家と続くが、輔家に至ってもや嗣子がなくなり、二条治孝の息の輔嗣が養子となったものの、この輔嗣にもまた男子がなく、同じく二条治孝の息の尚忠を迎えて養子とした。尚忠は一時、鷹司政通の息の幸経を養子とするが、幸経の後には尚忠の実子である道孝が後を嗣いで、ようやく維新変革を迎えるのである。このように極めて偶然的ではあるが、九条家では家督者の早世が相次いだため無嗣子による養子縁組が多く繰り返された。

次に二条家を見てみよう(表3)。一六〇〇年の段階では、二条家は昭実一人だけであった。昭実は、一六一九〔元和五〕年に、当時としては比較的長寿といえる六四歳で死去したが、

表3 二条家家督者一覧

代	家督者名	生 年	没 年	没年齢	実 父	前家督者との関係
1	二条昭実	弘治2年(1556)	元和5年(1619)	64歳	二条晴良	実子
2	康道	慶長12年(1607)	寛文6年(1666)	60歳	九条幸家	養子
3	光平	寛永元年(1624)	天和2年(1682)	59歳	二条康道	実子
4	綱平	寛文12年(1672)	享保17年(1732)	61歳	九条兼晴	養子
5	吉忠	元禄2年(1689)	元文2年(1737)	49歳	二条綱平	実子
6	宗熙	享保3年(1718)	元文3年(1738)	21歳	二条吉忠	実子
7	宗基	享保12年(1727)	宝暦4年(1754)	28歳	九条幸教	養子
8	重良	宝暦元年(1751)	明和5年(1768)	18歳	二条宗基	実子
9	治孝	宝暦4年(1754)	文政9年(1826)	73歳	二条宗基	養子(弟)
10	斉通	天明元年(1781)	寛政10年(1798)	17歳	二条治孝	実子
11	斉信	天明8年(1788)	弘化4年(1847)	60歳	二条治孝	養子(弟)
12	斉敬	文化13年(1816)	明治11年(1878)	63歳	二条斉信	実子
13	基弘	安政6年(1859)	昭和3年(1928)	70歳	九条尚忠	養子

後を嗣ぐべき男子がおらず、九条幸家の子息の康道を養子に迎えている。また、康道の息光平も五九歳と比較的高齢で死去しているが、これにも男子がなく、九条家より綱平を迎えて養子とした。その後、吉忠・宗照と実子相承が続くが、宗照早世の後また嗣子がなくなり、九条幸教の子息である宗基が養子として二条家に入った。宗基も二八歳の若さで死去したが幸い宗基には重良・治孝の二子が居り、重良は一八歳で早世するが、その後を嗣いだ弟の治孝は長寿を得て七三歳まで生きた。その後、家督を嗣いだ資通は一七歳で死去したが、弟の資信が兄の後を嗣ぎ、その子資敬に至って明治維新となる。但し、資敬は嗣子に恵まれず、九条尚忠の子息で資敬には従兄弟にあたる基弘をもって養子としている。二条家の場合も家督者の早世が多く、九条家ほどではないが、養子縁組が比較的多く行われたのである。

一条家はどうであろうか(表4)。摂家摂関が復活した一六〇〇年当時、一条を名のる人物は五三歳で前関白の内基のみであった。つまり、近衛家や二条家と同様に、一条家においても無嗣子という状況にあったのである。その後、内基は一六一一(慶長一六)年に六四歳で死去するが、ついに実子の家督継承者を得ることがなかったため、死の直前といえる一六〇九(慶長一四)年に、近衛家の場合と同じく後陽成天皇の実子である昭良を養子として迎えている。その後は、教輔・兼

表4 一条家家督者一覧

代	家督者名	生 年	没 年	没年齢	実 父	前家督者との関係
1	一条内基	天文17年(1548)	慶長16年(1611)	64歳	一条房通	養子(弟)
2	昭良	慶長10年(1605)	寛文12年(1672)	68歳	後陽成天皇	養 子
3	教輔	寛永10年(1633)	宝永4年(1707)	75歳	一条昭良	実 子
4	兼輝	慶安5年(1652)	宝永2年(1705)	54歳	一条教輔	実 子
5	兼香	元禄5年(1692)	寛延4年(1751)	60歳	鷹司房輔	養 子
6	道香	享保7年(1722)	明和6年(1769)	48歳	一条兼香	実 子
7	輝良	宝暦6年(1756)	寛政7年(1795)	40歳	一条道香	実 子
8	忠良	安永3年(1774)	天保8年(1837)	64歳	一条輝良	実 子
9	実通	天明8年(1788)	文化2年(1805)	18歳	一条忠良	実 子
10	忠香	文化9年(1812)	文久3年(1863)	52歳	一条忠良	養子(弟)
11	実良	天保6年(1835)	慶応4年(1868)	34歳	一条忠香	実 子
12	忠貞	文久2年(1862)	?	?歳	醍醐忠順	養 子
13	実輝	慶応2年(1866)	大正13年(1924)	59歳	四条隆謨	養 子

輝と実子が家督を継承するが、兼輝には男子がなかったため、鷹司房輔の子息である兼香を養子に迎えた。それからの数代は比較的順調に実子相承がなされ代を重ねていった。途中、実通が嗣子がないまま早世したが、この時は弟の忠香が後を嗣いでいる。そして、忠香の子実良に至って明治維新となる。但し、実良は「王政復古」クーデター直後の一八六八(慶応四…死去の後に明治と改元)年四月に死去したため、一八六二(文久二)年生まれの忠貞が養子として一条家を嗣いでいる。

最後に鷹司家の場合であるが(表5)、一六〇〇年の摂家撰関復活時、鷹司家には当主の信房とその子信尚が居た。その後兼熙までの数代は比較的順調に実子相承が続く。しかし、兼熙は年齢については六七歳というかなりの長命を得たが、嗣子には恵まれなかった。知られるかぎり、兼熙は三人の実子男子を得ているが、いずれも「早世」で亡くしている。そこで兼熙としては、家の存続のために当然のごとく養子を迎える方向へと進むことになるが、養子にも恵まれず、まず近衛家から近衛家熙の子息房照を迎えたが、房照は二一歳の若さで死去し、また男子もいなかった。この間兼熙も死去しており、鷹司家には同じく近衛家熙の子息で房照の弟にあたる尚輔が入ったが、これもわずか八歳で亡くなり、今度は一条家から一条兼香の息の基輝を迎えることになる。しかし鷹司家の不幸はさらに打ち続き、基輝も一七歳で死去してしま

表5 鷹司家家督者一覧

代	家督者名	生 年	没 年	没年齢	実 父	前家督者との関係
1	鷹司信房	永禄8年(1565)	明暦3年(1657)	93歳	二条晴良	再興
2	信尚	天正18年(1590)	元和7年(1621)	32歳	鷹司信房	実子
3	教平	慶長14年(1609)	寛文8年(1668)	60歳	鷹司信尚	実子
4	房輔	寛永14年(1637)	元禄13年(1700)	64歳	鷹司教平	実子
5	兼熙	万治2年(1659)	享保10年(1725)	67歳	鷹司房輔	実子
6	房熙	宝永7年(1710)	享保15年(1730)	21歳	近衛家熙	養子
7	尚輔	享保11年(1726)	享保18年(1733)	8歳	近衛家熙	養子(弟)
8	基輝	享保12年(1727)	寛保3年(1743)	17歳	一条兼香	養子
9	輔平	元文4年(1739)	文化10年(1813)	75歳	関院宮 直仁親王	養子
10	政熙	宝暦11年(1761)	天保12年(1841)	81歳	鷹司輔平	実子
11	政通	寛政元年(1789)	明治元年(1868)	80歳	鷹司政熙	実子
12	輔熙	文化4年(1807)	明治11年(1878)	72歳	鷹司政通	実子
13	輔政	嘉永2年(1849)	慶応3年(1867)	19歳	鷹司輔熙	実子
14	熙通	安政2年(1855)	大正7年(1918)	64歳	九条尚忠	養子

うのである。そして最終的には皇族である閑院宮直仁親王の息男の輔平を迎えるに至る。このように鷹司家も家督者の早世により相次いで養子縁組を繰り返しているが、輔平からはようやく落ち着きを見せて、その後政熙・政通・輔熙と実子相承が続き維新変革を迎えたのである。

以上、いわゆる江戸時代における五摂家それぞれの家督継承の状況を見てきたが、近衛家が、ごく早い段階を除いて、信尋以来文久生まれの篤磨に至るまで代々実子による家督の継承が行われているのに対し、他の四家では、多くの養子による継承例が見られることが確認できたと思う。

当時は摂家に限らず他の堂上公家衆について見ても、おそらくは医療の未発達が第一の要因と思われるが、「早世」する人が非常に多く、そのことによつて実子による家督継承が不可能となった例もまた多く見られ、それに対応するために養子縁組を行なうということが大きな問題となっていた。無論、その原動力となつたのは、公家衆というそれ自体に伝統的な意義が根深く備わっていた存在の、家系もしくは家名の存続に対する深淵なる執念であつたことは見逃してはならないだろう。

むしろ近世の公家に特徴的なのは、武家において多く見られた無嗣子による家の断絶がほとんどといつてよいほどなかつたということである。特定の家名を持つ公家が断絶すると

いう事態は、中世においてはかなり見られることであつた。<sup>⑤</sup> 例えば、鎌倉期以降、代々の当主が大臣をつとめ、また個人としても著名な人物を多く輩出した洞院家ほどの名家が、文明年間に当主であつた公数の出家によりいつたん断絶し、その後時を経て洞院家を嗣いだ公連も一五〇一〔文龜元〕年に出家するに至つて家系は絶え、その後ついに洞院家は再興されることがなかつたのである。また、摂家の鷹司家も、戦国期の一五四六〔天文一五〕年に当主の前関白左大臣忠冬が三八歳で死去し、その父で既に出家の身にあつた前関白左大臣兼輔も一五五二〔天文二一〕年に死去するにおよび家督継承者がいなくなり家名が絶えることになつた。その後、一五七九〔天正七〕年になつて二条晴良の子息信房によつて鷹司家の再興がなるが、中世においては摂家といえども嗣子がなければ家系は断絶したのである。

近世においては、「新家」と呼ばれる新たな家の創立が多く見られ、それにより江戸時代の公家衆の数は、前代と比較して倍加するほどであつたが、家の断絶ということに厳密に言えば、この新家の中に断絶する家がいくつあつた。しかしそれにしてもその多くは始めの一、二代での断絶であつたことに見られるように、家督継承の積み重ねに基づく伝統性というものがまだその家もしくは「家名」に付与しない段階での断絶であつたといえ、また歴史的な重要性という意味で

もほとんど無視しても良いような家が多かった。

公家が他家よりの養子を迎えるに際しては、武家伝奏を経て幕府側の承認を得る必要があったが、幕末頃になると、この面倒ともいえる手続きを避けるためか、養子を「実子」として、本来の養子貰い受け先の家に「預けていた実子」を「返してもらおう」という、ごまかしともいえるような方式がある程度慣例的になつていったという。このことには幕末頃に公家の間で広まっていたと思われる反幕府的な感情が大きく影響していたのであろうが、一方では、相次ぐ養子縁組の反動という意味もあつたのではないかと思われ、公家衆の間でも「困ったときはお互いさま」というような暗黙の了解が成立していたことを表しているといえよう。

先に見てきた摂家においても同様な傾向があつたものと見え、当主の早世が相次いだにもかかわらず、江戸時代を通じて家が絶えることがなかったのも、江戸時代の公家社会に広まっていた断絶回避意識が働いた結果と考えられるのである。

## 二 「摂家血脈図」をめぐる

前節では、江戸時代の五摂家における家督継承状況の検証を通して、摂家を含めた公家社会においては、家系もしくは家名の存続をはかる動きの中で、無嗣子状態に対応するため

養子縁組が多く実行されていることを述べてきたが、続いてその様子について、別の視点から見てゆきたい。ここでの方法としては、前節で見てきたような養子縁組が必要となつた家と養子の貰い受け先（出身した家）との関係を視覚的に明らかにするために、やはり摂家を題材として、あえて養子関係を一切除いた系図を作成し、それを通して江戸時代の公家社会の特質とりわけ題材とした摂家のそれについて検討してゆきたい。

系図は大きく二系統ある。図1は名称を付すとすれば「皇親系摂家血脈図」とでもいうべきもので、江戸時代初期に近衛家および一条家へ後陽成天皇の実子が養子に入り家督を継承したことから成立したものである。またこの「皇親系摂家血脈図」には代々の天皇の系図も付載してあるが、これは江戸中期頃になると天皇家から別れた閑院宮家より鷹司家へ養子が入つたことを示すことが主な目的であるが、時代的な目安としての便宜上明治天皇まで載せている。一方、図2の方は、いわゆる「摂家」の本来の氏姓である藤原氏の純粋な血統であるところの摂家の系図で、名付けて「藤原氏系摂家血脈図」とでもいうべきものである。なお、この両系図では兄弟間の長幼順を、向かつて右側から左側へ、年長↓若年となるようにできるかぎり忠実に配列してある。

さてまず図1から検討してゆく。まず近衛家は、前久・信



尹(図2)の後後陽成天皇の実子である信尋が養子となつて以来、この信尋の系統が全く絶えることなく代を重ねていることが、ここでも確認することができよう。ちなみに近衛家のように江戸時代初期段階から一貫して実子が家督を継承している家の例は、江戸時代におよそ百三十家ほどあつた堂上公家全体を見渡してもわずかに数例しかなく、極めて稀有な例といふべきだろう。しかも近衛家は、古来より摂家の中でも嫡流のような立場にあつた家系であるから、家督継承におけるこの家の一貫性が朝廷の内外や後世に及ぼした影響に多大なものがあつたことは想像に難くない。<sup>⑥</sup>

次に一条家の場合であるが、これも藤原氏系の内基の後、後陽成天皇の皇子の昭良が養子となつて家督を嗣ぎ皇親系摂家の一流をなすことになるが、一条家は近衛家の場合と異なり順調に継承ということにはならず、昭良の孫の兼輝の代で早くも無嗣子となり、皇親系としての一条家はわずか三代で絶えるのである。

降つて江戸中期頃になると、東山天皇太子で閑院宮家の創立者となつた直仁親王の子息である輔平が、養子として鷹司家を嗣ぎ皇親系摂家の一流をなすことになる。こちらは輔平以下輔政に至るまで順調に代を重ねて明治維新を迎えていることは、先にも述べたところである。

続いて図2の検討に移る。藤原氏系摂家は江戸時代初期ま

では、「系」を付けるまでもなく、藤原氏血脈の五摂家によつて成つていたが、繰り返し言うように近衛家と一条家が皇親系へと移り、藤原氏血脈の摂家は九条家・二条家・鷹司家の三家となつた。更にいうと、一応家名としては三家が揃つている形にはなつていないが、江戸時代における各家の先祖を辿れば、三家共に戦国末期の二条晴良に行き着く。二条家はともかく、九条家と鷹司家は二条家からの養子が後を嗣いだものだったのである。従つて江戸時代初期の一時期を除く大部分の時期における藤原氏系摂家というものは、二条晴良の系統から出た「二条家系摂家」でもあつたのである。複数の摂家が一人の先祖に辿り着くこと自体は、特別重要なことではないが、江戸時代から見ても極めて近い段階で五摂家の内の三家の先祖が同じであるということは、他の二家がほぼ同時期に皇親系へと移つたことと相俟つて、当該期の摂家が血統的に二系統を成していたという他に、江戸時代の各家を性格付ける上での何らかの影響を及ぼしていたのではないかということが想定される。

この図2血脈図を概観すると、当初三家あつたうちの二条昭実の系統は昭実一代で途絶えてしまうが、しばらくは九条兼孝の系統と鷹司信房の系統の二流が存在したことがわかる。しかし二条家をも包摂した兼孝の系統は比較的早く三代か四代で絶えてしまい、九条家・二条家ともにその後は鷹司信房

系へ移っている。そしてそれからは、ほぼその系統だけで明治維新へと至っているのである。それに対して、九条家流だけではなく後に皇親系より、復帰してきた一条家の系統まで分岐させていながら、本家本流的立場にあつた鷹司家は意外に早く途絶えて皇親系へと移つてしまつていたのである。

またこの系図を見ていて気付くのは、九条家と二条家の緊密ともいえるような結びつきである。そもそも二条家は、鎌倉期に九条道家の子息である良実が分家して興つた家であるが、当該期においては既に五摂家中の一流としての地位も確定しており、そのような状況の中での結びつきなのである。前節で述べたことの繰り返しのようになるが、少しその様子を見てゆきたい。この結びつきはまず九条兼孝が、二条晴良の長男でありながら九条家の養子となり家督を嗣いだことから始まる。二条家は次弟の昭実が嗣いだ、昭実に男子なく、九条兼孝の息幸家の長男康道をもつて養子とし、九条家は幸家の次男道房が嗣ぐ。しかし九条道房にも嗣子がなく、この時だけ鷹司家より養子兼晴を迎えたが、その後二条家も康道の子光平で一旦途絶え、またここでも養子綱平を九条家に求めている。更に二条綱平の孫の宗熙で二条家の家系が途絶えかけると、今度も九条家より宗基を迎えたかと思えば、九条家の方も輔家で絶えるに及び二条治孝の息輔嗣、更に尚忠を迎えるといった具合である。最後には駄目を押すように、基

弘が九条家より二条家へ養子として入っている。ここまでくれば、この両家はほとんど同族化していたとも言えるだろう。その点、鷹司家が兼熙で一旦系統が途絶えたときに、「皇親系」となつていた近衛家より房熙・尚輔の二子を迎えたかと思ふと、基輝は「藤原氏系」に戻つていた一条家より求め、そうかと思えば、次にまさしく皇親の閑院宮家より輔平を迎えるなどの一貫性の無さを呈していることに比べて、九条家と二条家の結びつきは実に明快である。

このように二つの系図(血脈図)を個々に見てゆくだけでもいくつかの指摘を行うことができるが、この両系図全体を俯瞰してみると、更に興味深いことに気付かされる。

それは、摂家というのは、嗣子がなくなつて養子縁組が必要となつた時に、その養子選出の条件として身分的にあくまで摂家以上の出身男子であることにこだわつていたらしいということである。

例えば図2において、鷹司信房から数えて三代後の房輔には、男子が七人いたことがわかつているが、この内の三人が世俗的な立場で本家を嗣ぐか、あるいは養子として他家を相続するかしている。本家を嗣いだのは長子兼熙だが、他家へ入つた二人のうち、兼香の縁組先は摂家である一条家であるから特に問題はないが、次男にあたる実輔は「家格」上、摂家より一段低い清華家に属する西園寺家へ養子に入っている。

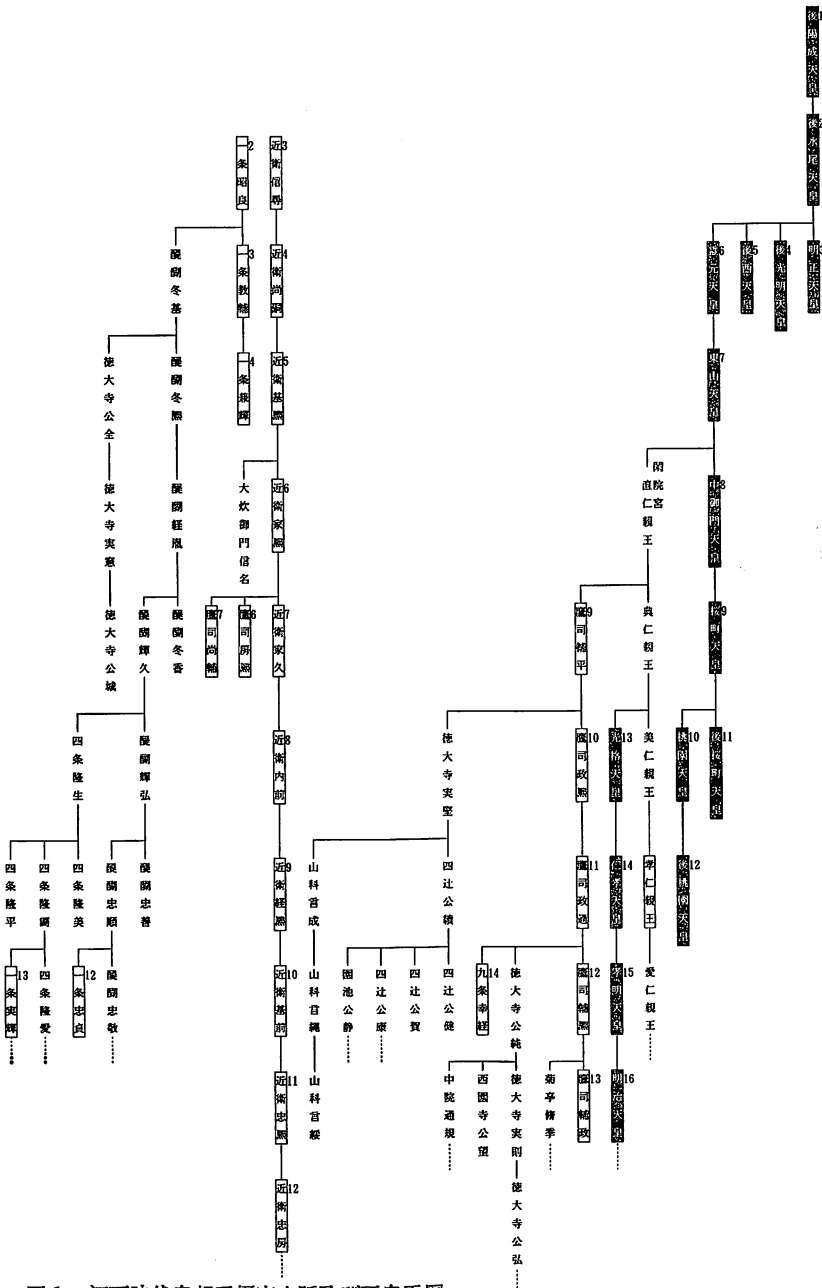
まずその事自体は西系図を探ると幾例か見られることなので特別珍しいというわけではないが、ここで注目したい事は、西園寺実輔の子息致季はかなり多くの男子を得て、それぞれが世俗の立場でいずこかの家を嗣いでおり、その後も子孫が比較的繁多となる。しかしそれら子孫のなかには、摂家へ養子に入った者が一人として居ないのである。単に機会がなかったという話ならば何の不思議もないが、その間いわば本家筋ともいべき鷹司家は兼照の代で嗣子がなくなり、先述したように、方々の摂家より養子を貰い受けた挙げ句に結局皇親の閑院宮家より養子を迎えるに至ったのである。本来西園寺実輔の系統は鷹司家とは、血脈的に見て同系から出たのであるから、鷹司家はこの実輔の系統から養子を求めても良さそうであるが、どうやらそのような様子は見られない。

更に別の例では、図1を見ると、「皇親系摂家」の一条家において昭良の孫に当たる兼輝に至ると、実子男子がなくなり、これも結局は「藤原氏系」の鷹司家より兼香を迎えるのであるが、一条家には血脈的な同系として昭良の息冬基より興った醍醐家があり、こちらの方は、本家筋の一条家が「皇親系摂家」としては途絶えてしまった後も比較的順調に継続し明治維新に至っている。実は醍醐家も清華家に属し、西園寺家の場合と同様の事がここでも起こり、一条家は同系である醍醐家からは養子を求めようとはしなかったのである。特

にこの場合は、男系に天皇の血を引いている系統であるから、仮にそれを尊ぶならば、同系の醍醐家より一定のこだわりをもって人物を選ぶことがありそうだが、言ってみればそれを断つてまでして「藤原氏系」より養子を迎えたのである。

醍醐家に関しては、後に一条家へ養子として忠貞が入り、更に醍醐家より血脈的に分岐した「名家」の四条家よりも実輝が入り一条家を嗣いでいるが、これらの例は共に明治維新後に成立した養子縁組で、形式的にも「王政復古」クーデターによって摂家が「摂政・閑白家」でなくなり、また実質的にも「旧公家」と「旧武家(大名家)」との間の絶対的な種姓的差異が「華族」概念の登場により消失していくといった貴種意識の近代の変容に巻き込まれる形で、摂家と堂上家との間が階層的に均質化しつつあった局面での事象であったから、必ずしも江戸時代(近世)段階の場合と同質に捉えることはできないだろう。

またこの場合においても、この時は既に「藤原氏系摂家」に復帰して久しい一条家の実良に嗣子がなくて忠貞が迎えられたのであったが、子細に見れば実良の父の忠香には弟に清華家の久我家へ養子に入った建通がおり、その建通がまた多くの男子を得ていたのであるが、一条家としては血縁的に極めて近い久我建通の子孫へ養子を求めていないというように、先の西園寺家の事例に見られたような要素があつたといえな



皇右上の数字は江戸時代以降の代番号（以下同じ）  
 天皇家系  
 摂関家系

図1 江戸時代皇親系摂家血脈及び天皇系図  
 (『本朝皇胤紹運録』、『諸家知譜拙記』、『親王系図』、『公家系図』、『日本史総覧』所収) などにより作成)

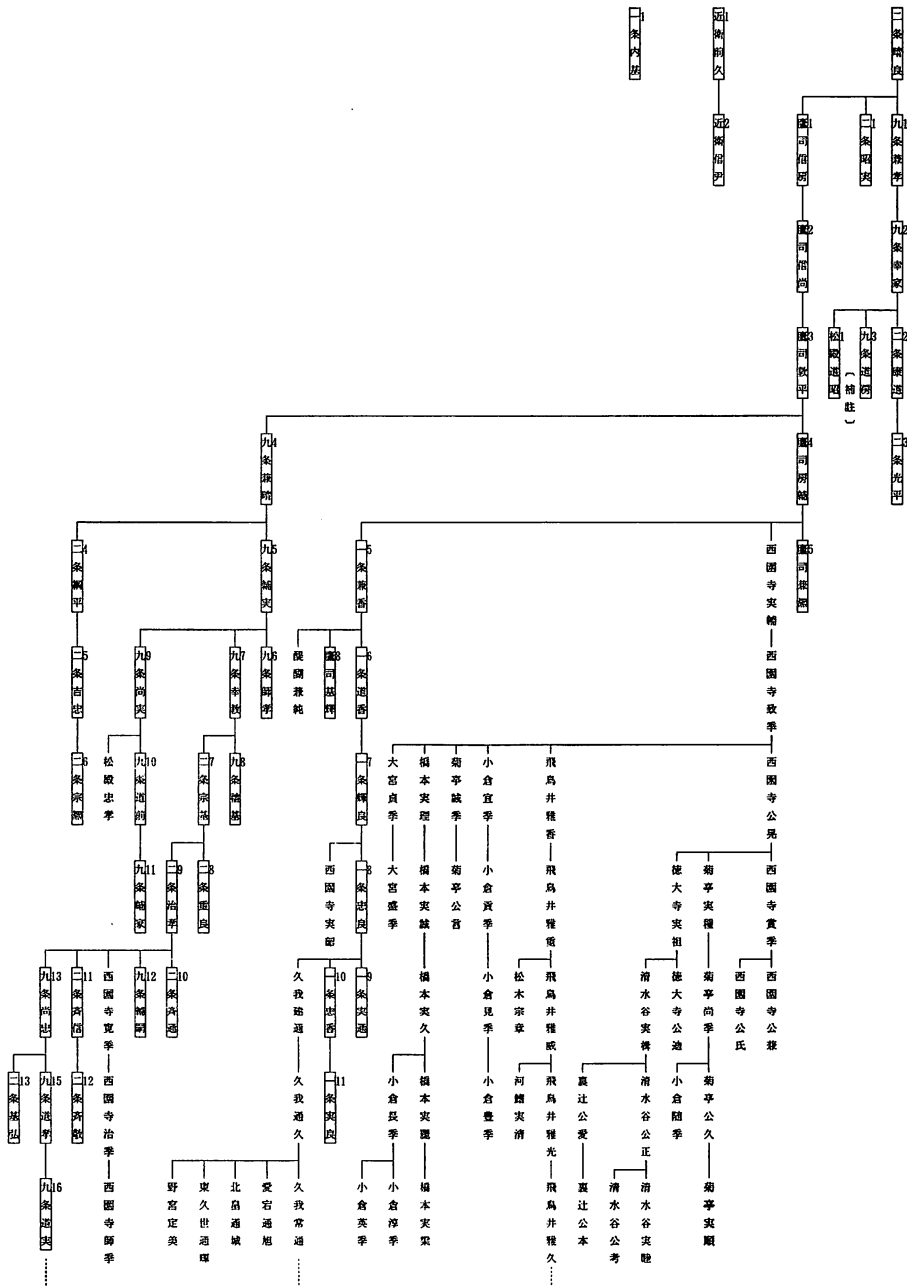


図2 江戸時代藤原氏（二条家）系撰家血脈図  
 (『諸家知譜拙記』、「公家系図」[『日法史総覽』所収] などにより作成)

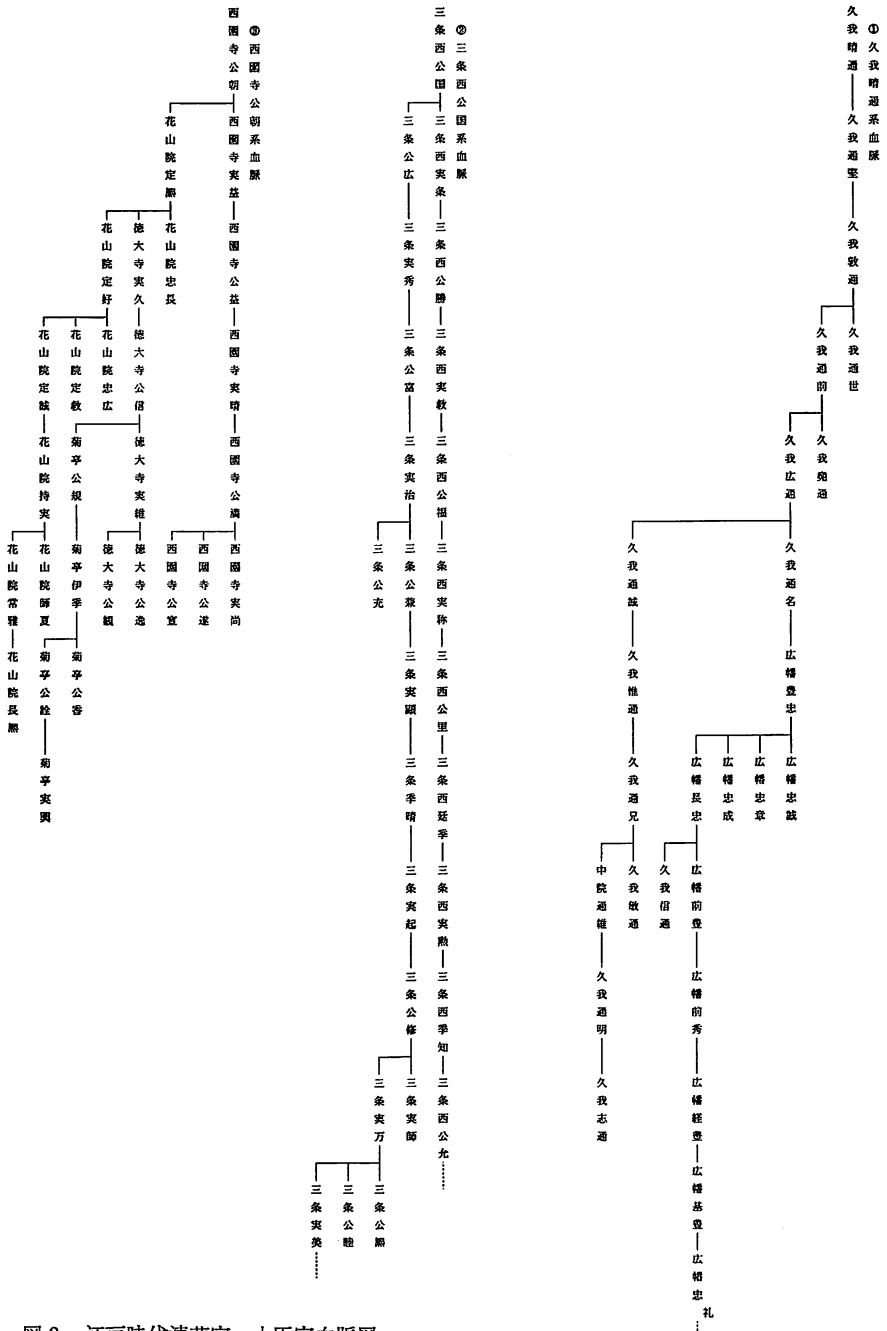


図3 江戸時代清華家・大臣家血脈図  
 (『諸家知譜拙記』, 『親王家系図』, 『公家系図』(『日本史総覧』所収) などにより作成)



④ 正親町三條公仲系血脈（正親町三條は正三條と略す）  
 正三條公仲——正三條實有——正三條公高

正三條實昭——正三條公康——正三條公統  
 正三條實久

⑤ 高倉永孝（滋野井公澄）系血脈  
 高倉永孝——高倉永慶——高倉永教

高倉永俊  
 高倉永重  
 滋野井公澄

滋野井實全

正三條實淳——正三條公賴——正三條實同——正三條公則——正三條實義

正三條公厚  
 正三條（經職）實愛

正三條（經職）公平  
 正三條（經職）公勝

⑥ 広瀬兼勝（久世栄通）系血脈  
 広瀬兼勝——広瀬純光——広瀬兼賢——広瀬純光

広瀬兼茂  
 広瀬貞光

広瀬兼慶  
 広瀬兼頼

久世栄通  
 久世通根

中院通古——中院通知——中院通繁——中院通功

⑦ 八条宮家系血脈  
 正親町天皇——陽光院——仁親王

後陽成天皇  
 八条宮  
 智忠親王

広幡忠幸



くもないのである。

### 三 清華家・大臣家の「血脈図」をめぐって

以上のように、撰家が養子縁組を行なうに際しては、五撰家出身男子を偏重して選出し、また五撰家出身男子に適当な人物がない場合は「最後の手段」として皇親から養子を選出する（「家格」上撰家より下位の清華家以下にはたとえ父系血脈がつながっていても養子を決して求めない）という事態が存在したことを指摘できたと思うが、そこで次に問題となるのは、それらが果たして撰家独自の現象なのかどうかということである。

その点を明らかにするには、単純には撰家よりも下位の清華家や大臣家というような階層についても撰家において行ったのと同様に、「血脈図」を作成、検討する方法を取れば良いと思われるのだが、実際には撰家はどうまく行かないというのが正直なところである。

江戸時代には新家も含めて、清華家は久我家・三条家・西園寺家・徳大寺家・菊亭（今出川）家・花山院家・大炊御門家・醍醐家（新家）・広幡家（新家）の九軒があり、大臣家は中院家・正親町三条家・三条西家の三軒があった。まず、数量的にも撰家（五軒）と比較して多いということもあるが、清華家

・大臣家についての「血脈図」を作成しようとすると、撰家におけるような二系統の「血脈図」作成では済まないのである。

江戸時代における清華家・大臣家の全家督者を網羅する「血脈図」を作成したところ、管見の限り、前節で作成した二系統の「撰家血脈図」中の清華家・大臣家血脈も含めて、十四系統の「血脈図」が成立することがわかった。はなはだしく煩雑になるのでここでは清華家・大臣家が直接関わる範囲内の「血脈図」を掲げておく（図3）が、結局は清華家・大臣家の家数を合わせた十二家よりも「血脈図」の系統数の方が多くなるのである。なぜこのような事態になるのかについては、いくつかの理由が考えられる。

まず第一には、階層に属する各家が同族的結合体としては必ずしも一致していないからといえる。同族的結合体というのは、公家を類別する身分的概念の一つだが、端的に言えば、同一祖先を淵源にもつ家々の血縁的集合体ということになる。つまり、撰家という家格的階層集団がそれ自体同一の同族的結合体を成していたのに対し、清華家・大臣家は、複数の同族的結合体の集合によつてその内部が構成されていたため、撰家のように二系統程度の「血脈図」ではすまなくなったのである。具体的には、清華家の久我家、および大臣家の中院家はともに、「村上源氏（もしくは村上源家）」に属し、また清

華家の三条家・西園寺家・徳大寺家・菊亭(今出川)家・大臣家の正親町三条家・三条西家は「堂上」世界の最大規模を誇る「閑院家」に属する。更に花山院家と大炊御門家は「花山院家」に属する家である。新家の清華家である醍醐家は摂家の傍流(前述)、広幡家は正親町天皇に源を發する「正親町源氏」に属するといった具合である。まずこの点が摂家と清華家以下の階層との大きな相違点といえよう。

第二には、江戸時代の実情として前述の同族的結合体が更に細分化し、特定の家が新たな「同族的結合体」を形成する動き(例えば図2における九条家と二条家の例)があつた一方で、特定の家間において同族的結合体の枠組みを超える形で養子縁組が行われており、同族的結合体が崩壊の方向へ向かういわば逆の展開もあつた、というような複合的な事情により結果的に階層内部が極めて複雑になつてしまつたということが考えられる。

清華家・大臣家の「血脈図」が数多くなる第三の理由は、これこそが摂家と清華家以下の階層との性格上の決定的な違いであるが、江戸時代の摂家において遂になされることのないで、かつた下位階層出身者による養子縁組が、清華家・大臣家においては僅かではあるが見られるということである。これには清華家・大臣家の官位昇進をめぐる江戸時代における実態が大きく関わっているものと思われる。高埜利彦氏が明らか

にしたことだが、江戸時代には規定上大臣就任が可能であるこれら清華家・大臣家から、実際に大臣に就任した人物が前代までと比べて著しく少なくなつており、中には正親町三条家のように江戸時代を通じて遂に大臣就任者を輩出しなかつた家もあるほどである。つまりここには建て前と實際が相違したための格式の相対的低下という事態が生じているのである。

もはや、小稿での結論の一端を述べてしまつたようであるが、図らずも「血脈図」の量的な差異が示しているように、摂家と清華家・大臣家(更にはそれ以下の階層)とでは、家系継続のあり方に観念的なレベルでの相違があつたのである。清華家や大臣家は、自階層の格式の相対的低下という現実に即した形で、家格的に下位に位置付けられる階層の家からの養子縁組を受け入れることの可能性を認め、またそれを実現もしたが、摂家はあくまでも「摂家」観念にこだわつてか、血脈的近親性が事実であつても、摂家以下の階層からは断じて養子縁組による家督の継承を認めなかつたのである。

血脈的な連続性でさえも否定してしまつたような「摂家」の意識観念が成立してくるのは、やはり「摂家」の歴史的な展開に大きな要因がありそうである。

摂家というのは、古代の中臣鎌足を直接的な祖先とする「藤原」氏姓を名のる家系のうち、いわゆる北家と呼ばれる

系統の中で、平安期に何代にもわたり天皇と外戚関係を結ぶことによつて主流派となつていつた家筋に、(人臣)摂政や関白という最高官職の格式が備わり、それが特定の家に天皇との姻戚性とは無関係な形で固定的に世襲されていくという中世的な過程の中で、私的にも「藤原氏長者」という名分が固定化して、藤原氏を称する家々の中の嫡流的な存在となつていた家が、鎌倉期以降、同条件的に五家に分立したために生じた(朝廷内での)社会的最上層集団としての家格を表す身分呼称もしくはその成員というように定義づけられるのではないかと考えるが、中世以降には摂家の周辺に「家礼」<sup>16)</sup>と呼ばれる公家衆が附くようになり、やがては特定の摂家へ固定化の方向へ向かい出す。そして当該期においてもなお存在していた概念であつたことは、幕末の地下官人であつた下橋敬長氏の回想録<sup>17)</sup>によつて明らかなるところである。「家礼」は事實上、有職故実を家職として、五摂家がその家元となり堂上公家を支配するという一種の身分制的形態であつたと思われるが、そのように考えると家元である摂家と「弟子」の公家衆とは厳格な区別が必要であつたことは想像に難くない。

また政治的にも幕府から朝廷統制の要としての役割が与えられていた<sup>18)</sup>という事実も見逃してはならないだろう。いわば、江戸幕府によつて摂家による朝廷の支配が保証されていたのである。

こうした事情から、摂家の権威性は江戸時代に入って飛躍的に上昇し、意識の面でも摂家の側に他の堂上公家とは異なる絶対的「貴種」意識が根付いていつたのである。

### おわりに

小稿では、特に養子縁組をキーワードとして江戸時代の公家社会の私的な部分について、公家社会の中でも最も上層に位置していた摂家を主な題材として検討してきた。稿を括るにあつて、「家」の継統という局面における養子関係について付言しておく。この問題については、古くは中田薫氏<sup>19)</sup>などの主に法制史の分野でこの養子問題が取り上げられ、その形態や法制上の特質など基本的な事象がまず解明される。その後、社会人類学の立場から中根千枝氏<sup>20)</sup>がインドやヨーロッパとの比較の中で、養子関係というものが日本社会独自のもので、経営体としての「家」が継続してゆくには、同じ血縁であつても他家へ入つた兄弟姉妹よりもむしろ非血縁の「嫁」や「婿」養子<sup>21)</sup>のほうが重要な存在だったと述べる。このように養子関係をめぐつては諸分野においてかなりの研究の進展度が見られたが、それに対し歴史学からの視点はかたがたの遅れをとつていた。しかし近年ようやくにして、これも法制史学の系統に位置づけられる水林彪氏<sup>22)</sup>や歴史学から

田貫氏<sup>20</sup>などが積極的に養子問題を歴史学の対象として取り上げはじめた。そこではまず、団体としての「家」が国家への奉仕機関であったというテーゼを設け、近世の養子制度はその奉仕を安定的なものとしていく上で不可欠な制度だったとし、養子問題は国家史ないしは国制史の問題となるに至ったのである。

ともあれ水林氏の「問題提起」とそれに対する藪田氏の「批判」は共に、武家や民衆を主な対象とした論争であり、それ以外の階層への視点はやや抑えられているように思われる。特に両氏は、中世と結び付けられる武家の意義を近世において認められているが、同じように古代と直結させ、武家と共に国家的支配身分として並列的に扱われ得る公家階層も近世に存在していたのは事実なのであり、その点からしても少くとも公家社会への視野も持つべきだと思われるのである。

そうした事情のもとに小稿も論文としての存在意義を見出しうるが、小稿程度の考察でそれらの課題を果たすにはやや難があることを告白せねばならない。それは小稿の根幹に関わる問題とも言えるので最後に、検討する際の方法として主に使用してきた「血脈図」の意義についても触れておきたい。

筆者は江戸時代の撰家を血脈的に俯瞰するという目的で、「皇親系撰家血脈図」と「藤原氏系(二条家系)撰家血脈図」

なるものを作成したと本論中でも述べたが、ここで強調しておきたいことは、江戸時代の撰家を父系血脈的に分類した場合、およそ二つの系統に収斂できるという点であって、撰家が「皇親」血脈であったか、あるいはそうでなくて「藤原氏」血脈であったか、ということ強調しようとしたわけではない。

少なくとも後水尾天皇(上皇)が在世していた段階に、撰家には「内々の撰家」と「外様の撰家」という区別らしきものがあつたようで、このうち前者が「皇親系撰家」の近衛信尋と一条昭良を指し、後者がそれ以外の「藤原氏系撰家」をどうやら指していたと思われるのだが、筆者はこのことをもって、撰家が「皇親」であつたことに一定の意義があつたというようには考えない。この場合は近衛信尋と一条昭良が天皇後水尾の実弟であつたことに意味があつたのであつて、この「区別」がその後の時代を通じて存在していたとは考えにくいように思われる。いわば一代限りの優遇措置という意味程度のもではなかつたか。撰家というのは、たとえ「皇親系」であろうがあくまで藤原氏というどこまでも天皇の臣下である家柄だったのであるから、各家の領地石高に差異こそあれ、撰家という家格に属した五軒の家をその内部で、「皇親系」という一種の上下関係の身分の発生する要因となる可能性があるような概念に基づく形で序列化する慣例はなかつた。

たと考えるほうが今のところ無難であるといえよう。

むしろ筆者が強調したかったのは、摂家の視点に立つて見たときに、「皇親系」と「藤原氏系」という二つの系統以外から家督者が輩出されることが江戸時代を通じてついになかったという事実である。このことはつまり、摂家の家督を継承できるのは実際に摂家家督を経験した人物の実子であるか、或いは天皇経験者の実子もしくは「親王」を名のる人物の実子といういずれも天皇家の血脈という事が前提であった家系の出身者であるかの二通りの条件しか存在していなかったことを表しており、それ以外では一つの例外も見られないのであるが、こう述べるとやはり天皇家血脈であるということとは、摂家血脈と少なくとも同レベル以上の一定の意味があったように聞こえ、その前に強調してきた点と矛盾しているように思われよう。ここで言いたかったことを思い切って極言すれば、江戸時代の摂家というのは、二系統あった内の一系統がたまたま、皇親系、ともいべきものだったが、皇親系であるという要素は、養子としての家督継承候補者を選出する際の選択肢の一つ程度の意義しかなかったということなのである。

ではなぜ矛盾点のようにも見える問題が延々と立ち現われてくるのかということを考えてゆくと、当時の公家社会が「家格」と「血縁」のいずれを重要視していたのかという問

題が未解決であるからという帰結点に行き着くものと思われるが、それは「血脈図」の検討のみでははつきりとは見えてこない点である。

このように「血脈図」をめぐる考察には、結論付けの面で限界があり、そこで出てきた論点はいずれも表面的な事のみといえるのである。とりあえずはここに現われた事実を、どれだけ一次史料に基づいた実証的な一定の歴史的評価へと導いて行くかに懸かっているものであり、それを克服して初めて先に述べたような課題に立ち向かえると思うのである。まさに今後の課題であろう。

#### 註

- ① 藤田覚「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立―」『歴史評論』五〇〇、一九九一年一月、五七頁）において同氏は、「朝廷」という語が江戸時代を通じて使用された例がほとんどなかったことに注目している。意外なことで、筆者は驚いた記憶がある。小稿でも不用意に朝廷という語を使用するのではなく、多少の区別を表す意味で括弧を付して使用している。

- ② 例えば、久保貴子「基熙公記」にみえる公家と大名―公武関係研究の基礎作業―（龍澤武雄編『論集中近世の史料と方法』東京堂出版、一九九一年）、同「江戸時代における公武婚姻―池田輝子を事例として―」（『岡山地方史研究』六八、一九九二年）など。

- ③ 近衛前久はもと晴嗣・前嗣・同信尹は信基・信輔と名のつていた。ついでながらこの後本文中に登場する人物についても挙げておくと、九条幸家はもと忠榮、同道房は忠象と名のり、一条昭良はもと兼選、同教輔は伊実・教良、同兼輝は内房・冬経と名のつていた。ここでは便宜上最終的に使用した名前に統一しておく。
- ④ 鷹司輔平は、まず一条兼香の養子となつた上で、一条家からの養子として鷹司家へ入っている。この一連の過程にはまことに興味深いものがある。
- ⑤ 平山敏治郎『日本中世家族の研究』（法政大学出版局、一九八〇年）第四章「家名復興」第一節「旧家再興」参照。
- ⑥ 高荳利彦「江戸幕府の朝廷支配」『日本史研究』三一九、一九八九年三月、六八頁。
- ⑦ 平山氏前掲注⑤著書第四章 第二節「新家取立」参照。
- ⑧ 今江広道「江戸時代の武家伝奏―『久我信通公武御用雜記』を中心に―」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』吉川弘文館、一九七〇年、六〇七～八頁）。
- ⑨ 大久保利謙『岩倉具視』（中公新書、一九七三年、九頁）。
- ⑩ 近衛家代々の当主は、自家に伝わる記録・文書の保存に心血を注ぎ、また自ら日記を記したので、現在近衛家（財団法人陽明文庫）に伝わる記録文書類は膨大な数にのぼり、且つ歴史上重要なものが多い。これもまた当家の血統の一貫性がなした業績といえる。なお陽明文庫については、名和修「陽明文庫の由来」『地域研究いたみ』第6号、一九七六年一月）参照。
- ⑪ 『鷹司家譜』（東京大学史料編纂所蔵）。
- ⑫ 平山氏前掲注⑤著書 第五章「同族的結合」。
- ⑬ 図3の①・③が、その様子をよく物語っている。
- ⑭ 図3中、①における中院通維から久我通明への例、②の三条公国から三条公広への例、④の中山孝親から大炊御門経頼への例、⑤の中山栄親から花山院愛親への例、⑩の滋野井公澄から正親町三条実彦への例、⑪の久世栄通から中院通古への例などが挙げられる。
- ⑮ 高荳利彦「禁中並公家諸法度」についての「考察―公家の家格をめぐって―」（学習院大学『史料館紀要』五、一九八九年四月、一七～二三頁）。
- ⑯ 平山氏前掲注⑤著書 第六章「家礼・門流」。
- ⑰ 下橋敬長『維新前の宮廷生活』（原書は一九二四年六月発行、後に羽倉敬尚注解による『幕末の宮廷』（平凡社東洋文庫、一九七九年）に復刻付載される）、四「撰家と門流」（東洋文庫版『幕末の宮廷』で二六五～九頁に該当）。
- ⑱ 高荳氏前掲注⑥論文。
- ⑲ 中田薫「徳川時代の養子法」（同『法制史論集』第一巻、一九二五年初版）など。
- ⑳ 中根千枝『タテ社会の人間関係』（講談社現代新書、一九六七一年、三二～四頁）。
- ㉑ 水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』（山川出版社『日本通史Ⅱ』、一九八七年）。
- ㉒ 藪田貫「近世社会の日本的性格と「家」」（新しい歴史学のため）『二〇三』、一九九一年五月）。

㉓ 『後水尾院當時年中行事 上』（改訂史籍集覧二七）、二〇〇～四頁。

㉔ 『本源自性院記』寛永七年正月九日条。

㉕ 時期的な変遷があるが、幕末の段階でいうと、近衛家が二八六〇石、九条家が三〇〇〇石、二条家が一七〇八石、一条家が二〇四四石、鷹司家が一五〇〇石となっている（『諸家知譜拙記』）。

〔補註〕 松原道昭は、一代限りで撰家としての松殿家の再興を幕府に認められたのである（『道房公記』寛永一八年五月一日条）。後年、九条尚実の子の忠孝が松殿家の再々興をゆるされたが、この時は清華家としての再興であつた（『公卿補任』明和四年条）。

△付記▽

本稿は、一九九二年一月に関西大学文学部史学・地理学科へ提出した卒業論文の一部を加筆修正したものである。

（関西大学大学院修士課程）